

# 県民環境林の経営方針

平成25年1月策定

平成29年12月改定

令和5年1月改定

青 森 県

## 目 次

1	経営方針改定の主旨	1
2	森林整備の基本的な考え方	1
3	基本方針	2
4	具体的な取組方向	2
	（1）全ての県民が等しく恩恵を受ける森林の公益的機能の発揮	
	① 長伐期施業の導入	
	② 分収方式の選択	
	（2）収益性に配慮した経営による財産の造成	
	① 利用間伐の推進	
	② 主伐の実施	
	③ 森林整備資金を確保する取組	
	④ 公募型プロポーザル方式による委託業者の選定	
	（3）県民の理解と参画による適正な管理と整備の推進	
	① 森林環境教育のためのフィールド提供	
	② 企業の森づくりやボランティア団体等による森林整備の受入	
	③ 多面的な活動を通じた地域社会への貢献	
5	県民負担軽減のための取組	5
	（1）事業の効率化	
	（2）路網の整備	
	（3）分収割合の見直し同意の取得	
6	経営にあたっての留意点	6
	（1）県民に対する説明・PR	
	（2）県産材利用拡大の推進	
	（3）経営の検証と公開性の確保	
	（4）国に対する要請	
7	参考資料	7
	（1）県民環境林の市町村別面積	
	（2）県民環境林の所有形態別の面積・件数割合	
	（3）県民環境林の収支予測	

## 1 経営方針改定の主旨

「県民環境林」は、社団法人青い森農林振興公社（以下「公社」という。）が昭和45年から民有地に造林した分収林を、平成25年4月から県がその地位を承継し管理・経営する森林のことで、面積は10,125ヘクタール（令和5年1月現在）、経営期間は令和38年までとなっています。

県では、県民環境林が、森林資源の造成だけでなく森林の持つ公益的機能の発揮等に重要な役割を果たしてきた極めて重要な森林であり、県民共通の「公共財」として、公益的機能をより一層発揮させるとともに、木材販売収益の向上等により県民負担を可能な限り軽減しながら、適切に管理・経営していくため、平成25年1月に経営方針を策定しました。

経営方針は、社会情勢や林業情勢の変化に対応するため5年程度のサイクルで計画等の見直しを適宜行うこととしており、平成29年12月に改定した同方針を、今回、一部改定したものです。

## 2 森林整備の基本的な考え方

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、契約者との分収造林契約に基づき適正な森林施業を実施することにより、健全な森林資源の維持造成を推進します。

特に間伐については、路網の適正配置による生産性の向上や高性能林業機械の活用による低コストシステムにより、利用間伐を推進します。

また、契約期間が満了する林分については、より環境負荷の少ない施業を推進するため、皆伐による「収益分収方式」に加え、全ての立木を残す「立木買取方式」や一部の立木を残す「立木分収方式」について、契約者と協議していきます。

### 3 基本方針

県民環境林は、次の3点を基本方針に掲げ、県民の負託に応えるよう努めます。

全ての県民が等しく恩恵を受ける森林の公益的機能の発揮

収益性に配慮した経営による財産の造成

県民の理解と参画による適正な管理と整備の推進

### 4 具体的な取組方向

3点の基本方針に基づき、次の取組方向を推進します。

#### (1) 全ての県民が等しく恩恵を受ける森林の公益的機能の発揮

##### ① 長伐期施業の導入

契約者の要望に応じて契約期間を80～90年まで延長可能とし、長期間公益的機能を維持しながら、自然植生の誘導による複層林化や針広混交林化を進め、公益的機能の維持増進を図ります。

なお、契約延長する際は契約期間が満了する5年程度前に、森林の生育状況等を勘案し契約者と協議しながら進めるとともに、契約延長後の木材価格の上昇等、市況に変化があった場合は柔軟に対応し、契約期間の途中においても双方協議の上、伐採・分収が可能となるようにします。

##### ② 分収方式の選択

全ての立木を一斉に売り払い収益を分収する「収益分収方式」のほか、伐採後の土砂災害発生等の公益的機能の悪化を防ぐため、契約者に県の持分を買い取ってもらい全ての立木を残す「立木買取方式」及び契約者の持分を立木で残す「立木分収方式」の3種類から、契約者が分収方式を選択することを可能とします。

分収方式の選択についても、契約期間が満了する5年程度前に契約者と協議しながら進めることとし、県としては、より環境負荷の少ない皆伐によらない施業を推進するため「立木買取方式」→「立木分収方式」→「収益分収方式」の優先順位で契約者と交渉します。

## (2) 収益性に配慮した経営による財産の造成

### ① 利用間伐の推進

35年生までの若い林分では保育間伐を実施するとともに、森林資源の充実に伴い、間伐した木材を搬出して市場で販売する利用間伐を実施し、契約者により多くの間伐収益を還元します。

令和5年度から令和9年度までの5か年間については、年平均で約175ヘクタール程度の利用間伐を行います。

### ② 主伐の実施

昭和45年から始まった分収造林は、今後、契約期間が満了する林分が徐々に増加していきます。期間が満了する林分については、林分の成長や市況を踏まえ、伐採や分収方法について契約者と協議します。成長の良い林分については、契約期間にとらわれず、標準伐期齢を過ぎた時点で、市況を踏まえ契約者と協議し、要望に応じて伐採・分収を行い、早期の収益還元に努めます。

なお、極めて成長が悪く将来的にも採算が見込めない林分については、公益的機能の維持のため伐採せず、契約者へ立木を無償譲渡し、契約を解除することについて検討します。

### ③ 森林整備資金を確保する取組

間伐した森林が吸収した二酸化炭素量を売買可能なクレジットとして認証・発行する「J-クレジット制度」や賛同企業が印刷物を発注する際、間伐を行うために不足する資金に相当する金額を上乗せした価格の用紙を使用してもらうことで、費用不足分を補い間伐を促進する「青い森の町内会」、森林に企業名やブランド名を付け対価を得る「ネーミングライツ」などの取組を推進し、森林整備に要する資金の確保に努めます。

#### ④ 公募型プロポーザル方式による委託業者の選定

業務の効率化によるコスト削減や利用間伐の推進による収益の増加に配慮した経営が重要であることから、民間事業者から、利用間伐や路網整備等に関する技術提案を公募し、一定期間一括で委託する「公募型プロポーザル方式」により、コスト意識の高い民間経営のノウハウを活用した管理・経営を推進します。

##### ア 委託期間と委託区域

委託期間は原則5年間とし、県内を一括で委託します。

なお、5年間の実施状況を検証し、次回の委託方法を検討します。

##### イ 委託内容と経費

委託する内容は森林整備の全部と管理業務の一部とし、必要経費の一部については、造林補助金の活用や間伐材の販売収入で賄います。

区 分	委 託 内 容
森 林 整 備	間伐、枝打ち、路網開設等
管 理 業 務	森林経営計画作成、巡視、境界保全、支障木整理、道路補修等

##### ウ 応募資格と選定方法

安全かつ効率的に経営するための高度な知識・技術を有する林業事業者等に委託します。なお、共同事業者（JV）による応募も可能とし、広く参入機会を創出し競争性を高めます。

事業者の選定にあたっては、透明性の確保に配慮し、利害関係のない第三者（外部委員）を含む委員会を設置し、一定の審査基準を設定して審査します。

### (3) 県民の理解と参画による適正な管理と整備の推進

#### ① 森林環境教育のためのフィールド提供

自然観察や体験などの森林環境教育を実践するためのフィールドとして提供します。

#### ② 企業の森づくりやボランティア団体等による森林整備の受入

企業や団体等が社会貢献活動の一環として行う森づくり活動のフィールドとして、受入体制を整備します。

### ③ 多面的な活動を通じた地域社会への貢献

エコツアーなど観光関係とのタイアップや森林セラピーのフィールド提供など多面的な活用を進めるとともに、試験研究機関や林業普及事業と連携し、技術や事例に関する積極的な情報発信を行います。

## 5 県民負担軽減のための取組

平成24年の県民環境林経営検討委員会報告書において、高性能林業機械の活用や、路網の整備による低コスト化、分収割合の見直しについての提言がなされ、これを実行した場合、増収効果を生むとされており、県民負担を軽減するため、次の取組を進めます。

### (1) 事業の効率化

県民環境林の整備にあたっては、高性能林業機械を活用し、作業の低コスト化を図るとともに、より効率的に活用できるよう、列状間伐等の低コスト作業システムや集約化に取り組みます。

なお、生産性の向上による経費削減効果だけでなく、労働強度の軽減や安全作業の確保等、様々な効果があることから、森林組合や林業事業体に対して高性能林業機械を積極的に導入するよう指導していきます。

また、契約期間の満了に伴い増加する毎木調査や周囲測量などの管理業務について、ドローンの活用などスマート林業に取り組み効率化を図ります。

### (2) 路網の整備

現状の平均集材距離676m（令和5年1月現在）を、平均400m程度まで短縮することを目標に、路網整備に取り組みます。

なお、整備にあたっては費用対効果を十分に見極め、より負担の少ない事業の活用や国に対する制度要望、隣接する他の私有林も取り込んだ路線選定による相乗効果の発揮、林道・林業専用道・森林作業道の有機的連携等を図ります。

### (3) 分収割合の見直し同意の取得

県に移管して以降も同意が得られていない契約者に対しては、丁寧に説明の上、見直しに理解を求め、令和5年1月現在で95.8%の同意取得率を100%にすることにより県民負担の軽減効果を最大とするよう努めます。

## 6 経営にあたっての留意点

今後の県民環境林の経営に当たり、特に次の4点に留意しながら進めます。

### (1) 県民に対する説明・PR

県民環境林の経営方針や森林整備の取組、収支状況、森林の持つ公益的機能の重要性等について、契約者に対する説明や出前講座において県民に対して直接説明を行うほか、県ホームページへの掲載や契約者に対するダイレクトメールの送付等、様々な機会を捉え県民視点で分かりやすく丁寧に説明し、県民理解の促進に努めます。

### (2) 県産材利用拡大の推進

国内外の木材動向に注視しながら経営にあたるとともに、木材価格の上昇に向けて、県産材利用に係る人材育成や普及啓発、公共建築物等における総合的な県産材利用拡大対策に、市町村や業界・団体、消費者と一体となって取り組みます。

### (3) 経営の検証と公開性の確保

令和38年度まで長期の経営が今後も続くことから、社会情勢や林業情勢の変化に対応して、5年程度のサイクルで参考資料(3)の収支予測を踏まえ、将来収支を試算・再検証するなど、計画等の見直しを適宜行うこととします。

また、事業計画や実績、収支状況等についてホームページ等の媒体を活用して公開することとし、県民の意見や理解を得ながら経営を進めていきます。

### (4) 国に対する要請

国の施策に基づいて分収造林事業を推進してきた経緯や、今後とも管理・経営にあたっては県民負担を伴うことから、造林補助金の安定的な予算確保や、分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)の変更特例の要件緩和等について、国等に対する支援を要請していくとともに、分収林を移管した県など、同様の課題を共有する県と連携しながら進めていくこととします。



## 7 参考資料

### (1) 県民環境林の市町村別面積

市町村名	契約面積(ha)	うち市町村有林(ha)	うち財産区有林(ha)
平内町	1,250	144	
階上町	1,097		
むつ市	882	172	
鱒ヶ沢町	820		307
十和田市	764		21
弘前市	525		
田子町	499	45	
東通村	488		50
八戸市	459		
南部町	413	4	
三戸町	390		43
七戸町	377		
青森市	314		199
五戸町	324		
深浦町	288		
新郷村	219		8
五所川原市	211	37	90
東北町	170	16	
大鱒町	168		114
黒石市	83		15
風間浦村	81		55
平川市	63		45
野辺地町	37	11	
今別町	34	22	
六ヶ所村	31	2	
西目屋村	29		
佐井村	23		
大間町	22		
横浜町	19		
外ヶ浜町	11	5	
中泊町	9		
六戸町	9		
蓬田村	8		
つがる市	8		
合計	10,125	458	947

(2) 県民環境林の所有形態別の面積・件数割合

所有形態	契約面積 (ha)	比率	契約件数 (件)	比率
個人	4,705	46%	995	77%
共有	1,276	13%	121	9%
森林組合	238	2%	14	1%
生産森林組合	674	7%	20	2%
社寺	88	1%	9	1%
法人・その他	938	9%	39	3%
農協・漁協	801	8%	21	2%
市町村	458	5%	26	2%
財産区	947	9%	55	4%
計	10,125	100%	1,300	100%

※ 資料(1)、(2)の数值は、令和5年1月現在の数值である。

※ 端数処理により比率の計は一致しない。

### (3) 県民環境林の収支予測

分収割合の見直しによる県民負担軽減策や路網整備による集材距離の短縮、高性能林業機械の導入による作業の低コスト化等を実行し、木材価格が現状のまま推移するとした場合、純収益は73.3億円となり、公社資産評価時の純収益12.2億円に比べると61.1億円の増収効果を生むこととなります。

なお、平成29年度の試算値に比べ、木材価格が約20%上昇したことから、今回の試算では26.8億円増加しています。

また、仮に木材価格が10%上昇した場合の純収益は104.5億円、20%の場合は136.3億円、50%の場合は232.1億円となり、公社資産評価時の純収益に比べると各々92.3億円、124.1億円、219.9億円の増収効果が得られると予測されます。

単位：億円

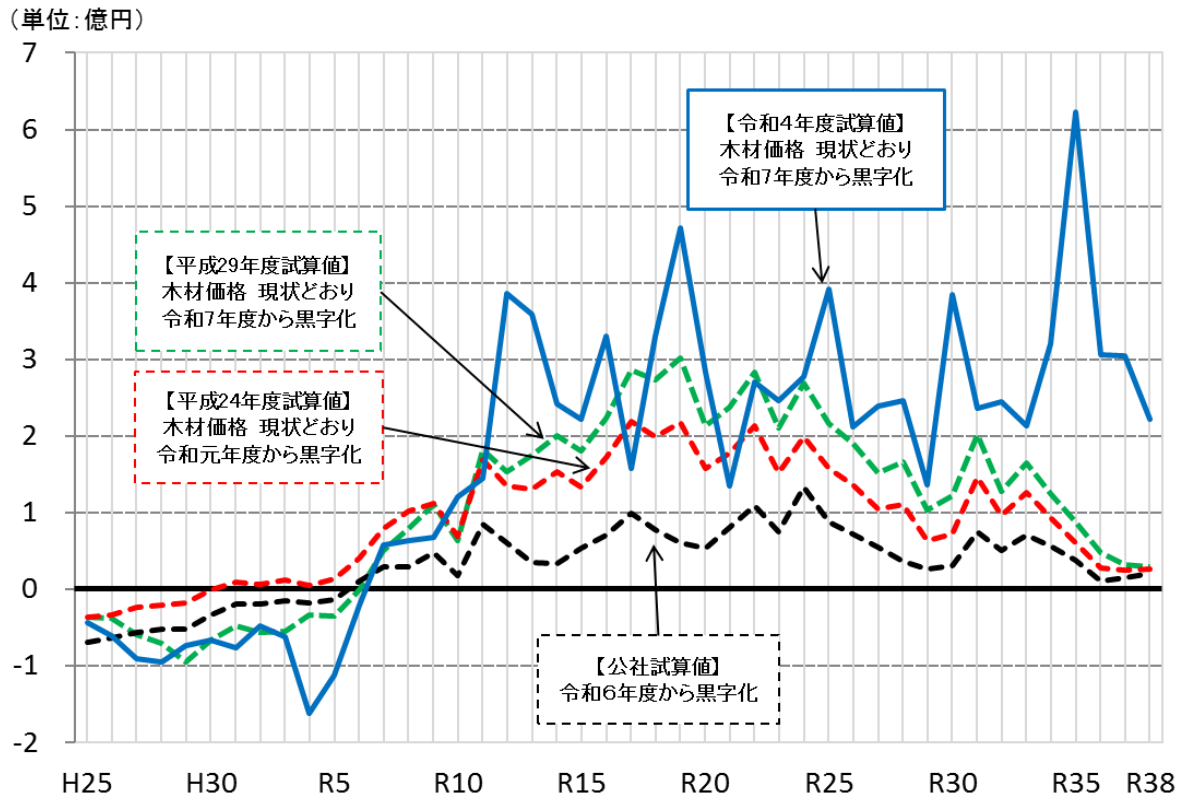
内 容	収 支 予 測				
	パターン1 (-10%)	パターン2 (資産評価時)	パターン3 (+10%)	パターン4 (+20%)	パターン5 (+50%)
《平成24年度公社試算値》 ・高性能林業機械未導入 ・平均集材距離690m ・分収割合6:4		12.2			
《平成24年度県試算値》 ・高性能林業機械導入 ・平均集材距離400m ・分収割合7:3(8:2)に 100%の同意 ・木材価格8,386円/m <sup>3</sup> ・労務単価11,000円		39.2			
《平成29年度試算値》 ・木材価格8,860円/m <sup>3</sup> ・労務単価15,600円 (これら以外の条件は同上)	21.6	46.5	72.6	99.2	181.1
《令和4年度試算値》 ・木材価格10,539円/m <sup>3</sup> ・労務単価18,600円 (これら以外の条件は同上)	42.9 (▲3.6)	73.3 (+26.8) <small>(H29試算値との差)</small>	104.5 (+58.0)	136.3 (+89.8)	232.1 (+185.6)
《参考》 各パターンにおける スギ木材価格	9,485円/m <sup>3</sup>	10,539円/m <sup>3</sup> <small>(H29~R3平均)</small>	11,593円/m <sup>3</sup>	12,647円/m <sup>3</sup>	15,810円/m <sup>3</sup>

※ (参考) スギ木材価格の推移は、15ページのとおり

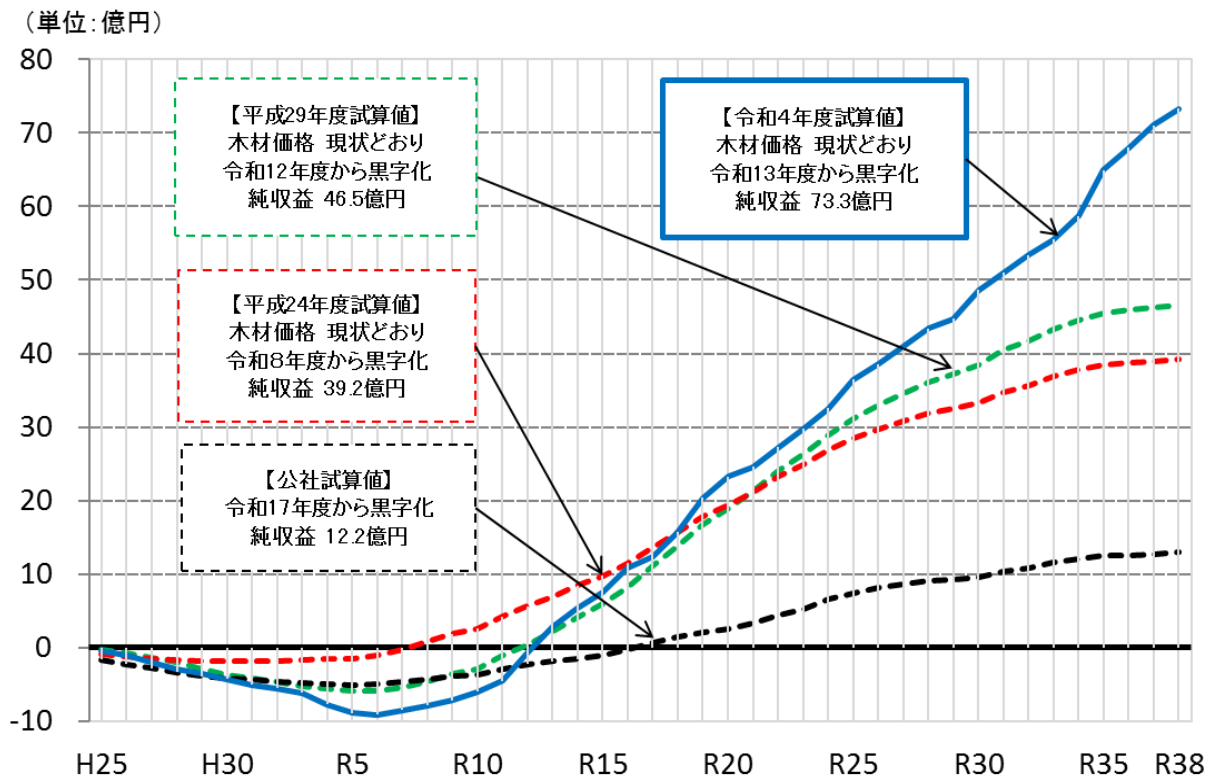
## 附表目次

1 純収益の推移（単年度）	・・・ 1 2
2 純収益の推移（累計）	・・・ 1 2
3 木材価格が変動した場合の純収益の推移（単年度）	・・・ 1 3
4 木材価格が変動した場合の純収益の推移（累計）	・・・ 1 4
【参考】木材価格の推移（スギ 径 14～22cm、長さ 3.65～4.00m）	・・・ 1 5

〈附表1：純収益の推移（単年度）〉

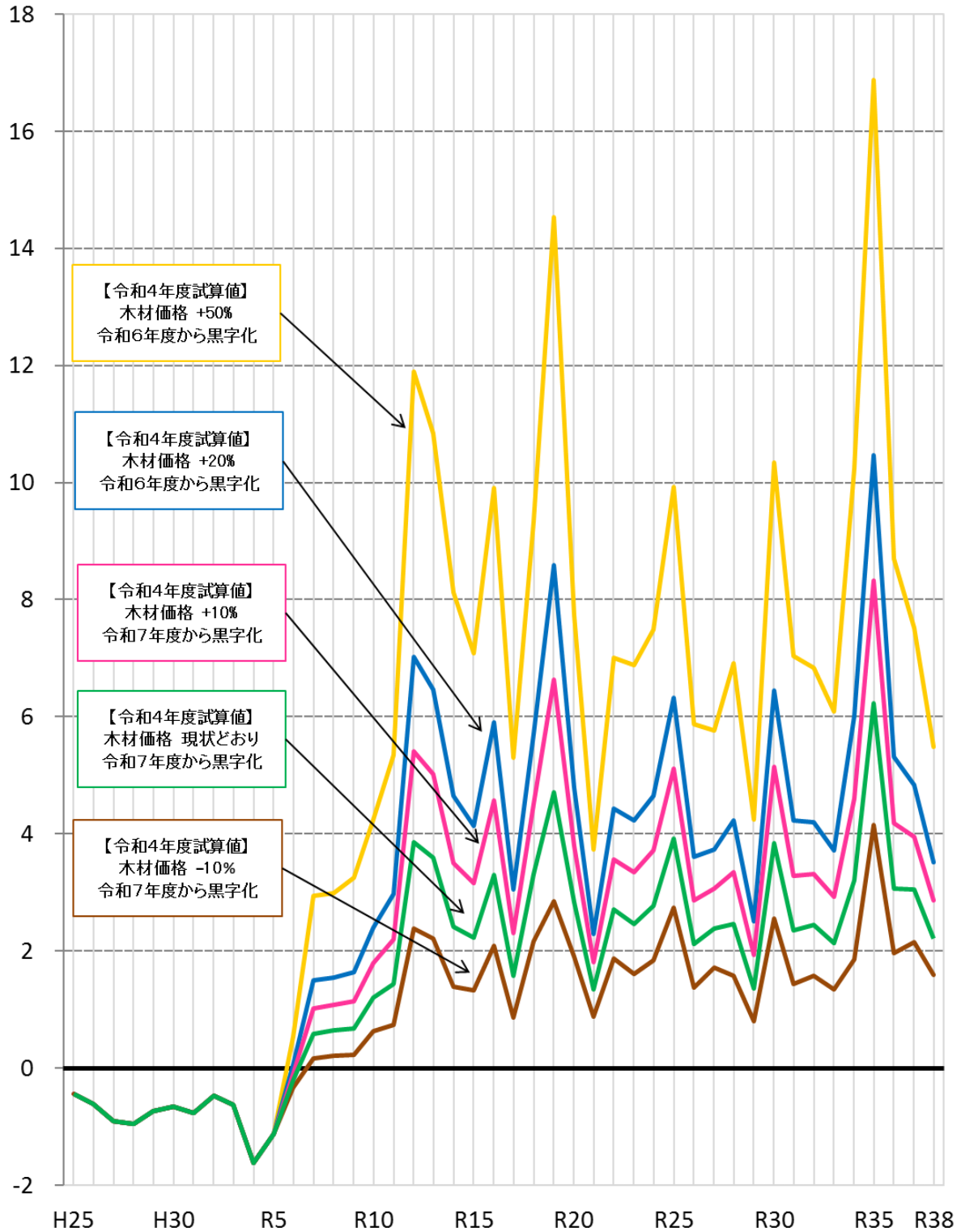


〈附表2：純収益の推移（累計）〉



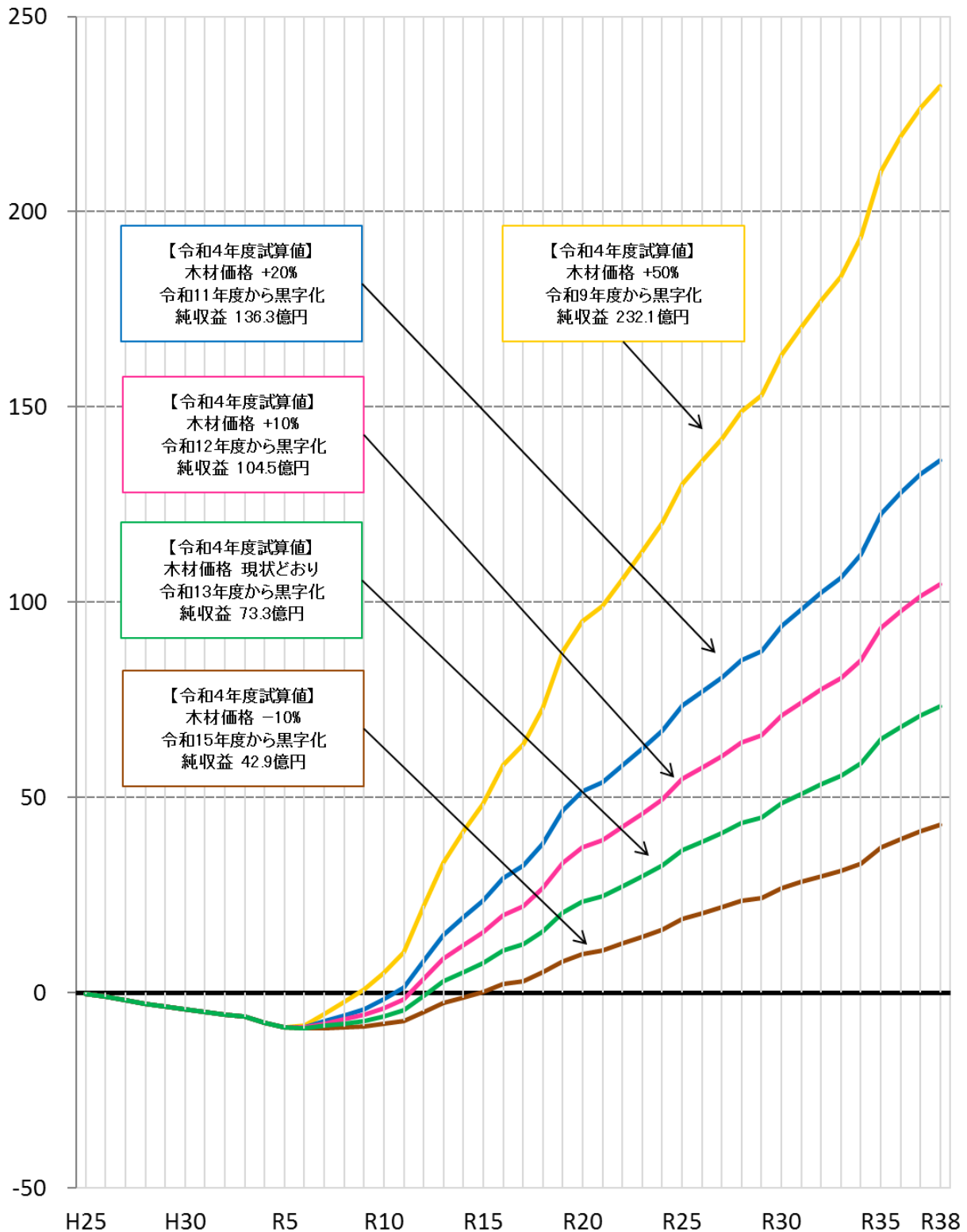
### 〈附表3：木材価格が変動した場合の純収益の推移（単年度）〉

（単位：億円）



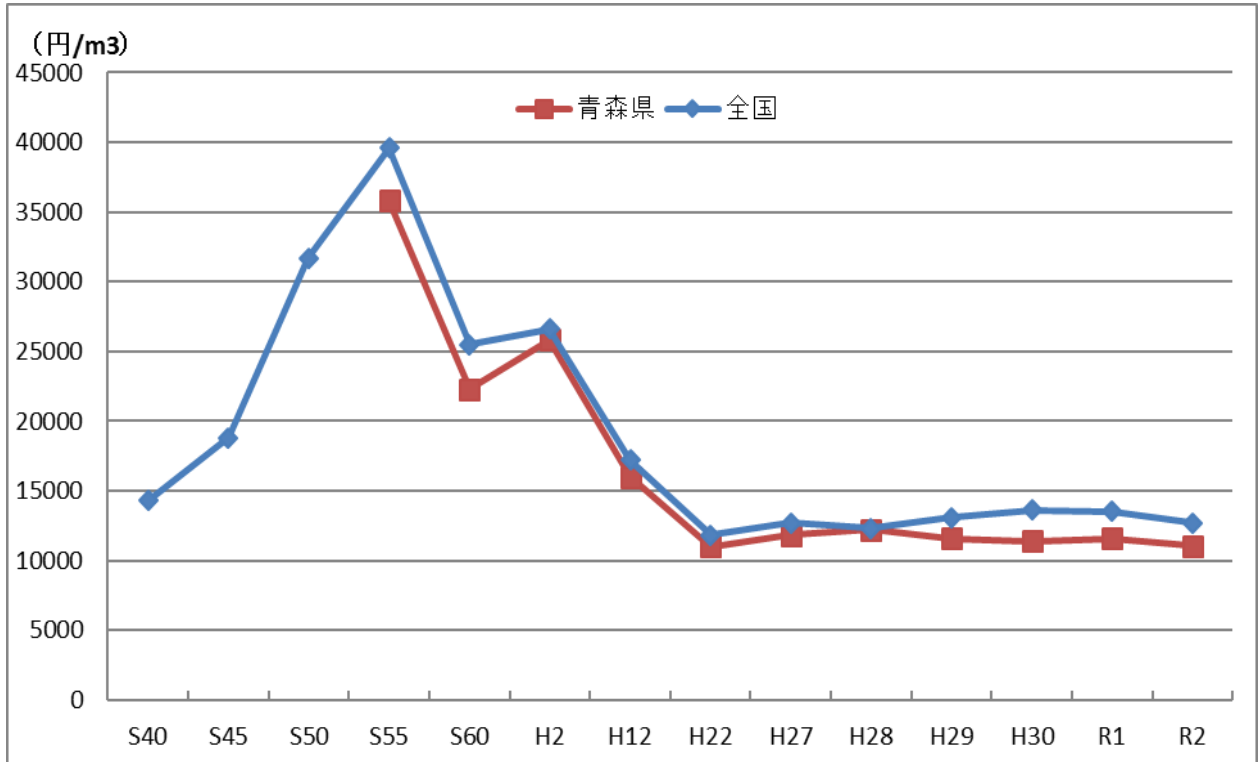
〈附表 4：木材価格が変動した場合の純収益の推移（累計）〉

(単位: 億円)





【参考】木材価格の推移（スギ 径 14～22cm、長さ 3.65～4.00m）



(単位:円/m³)

年	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H12	H22	H27	H28	H29	H30	R1	R2
青森県	-	-	-	35,800	22,300	25,800	16,000	11,000	11,800	12,200	11,600	11,400	11,600	11,050
全国	14,300	18,800	31,700	39,600	25,500	26,600	17,200	11,800	12,700	12,300	13,100	13,600	13,500	12,683

出典：木材価格統計調査（農林水産省）